

監理技術者等の専任義務の緩和について（お知らせ）

令和6年12月13日施行の建設業法（昭和24年法律第100号）（以下、「法」という）及び建設業法施行令（昭和31年政令第273号）（以下、「令」という）改正に伴い、監理技術者等の専任義務の緩和を次のとおり行います。

1 監理技術者等の専任義務の緩和

本市では、法第二十六条第三項の規定に基づき、予定価格（税込み）4,000万円（建築工事のみ予定価格（税込み）8,000万円）以上^{*}の工事について技術者の専任配置を求めています。上記法令改正により、情報通信技術を利用すること等を要件とする専任義務の緩和規定（以下、「法第二十六条第三項ただし書き」）が新たに設けられました。

上記の法令改正等を踏まえ、本市においても専任義務の緩和について別紙のとおり定めます。なお、本通知では「監理技術者制度運用マニュアル（最終改正 令和6年12月13日国不建技第123号）」に倣い、法第二十六条第三項ただし書及び同項第一号により専任義務を緩和する場合は「専任特例1号」、同項第二号により専任義務を緩和する場合は「専任特例2号」と呼びます。

2 専任義務緩和できる項目

(1) 専任特例1号による専任義務緩和

本法令改正により、各建設工事の請負代金の額が1億円未満（建築工事の場合は2億円未満）かつ法令規則で定める要件を満たす場合、2件の工事現場を兼任することができます。

具体的な要件及び事務手続きは別紙1をご確認ください。

(2) 専任特例2号による専任義務緩和

本法令改正に伴う運用の変更はありません。各工事現場ごとに監理技術者補佐を専任で置くことを要件とし、2件の工事現場を兼任することができます。

具体的な要件及び事務手続きは別紙2をご確認ください。

(3) 営業所技術者等の専任義務緩和

本法令改正により、建設工事の請負代金の額が1億円未満（建築工事の場合は2億円未満）かつ法令規則で定める要件を満たす場合、営業所技術者（又は特定営業所技術者）（以下、「営業所技術者等」という）が1件の工事現場を兼任することができます。

具体的な要件及び事務手続きは別紙3をご確認ください。

3 資格審査資料の提出にあたっての注意点

本運用変更に伴い、「配置技術者・現場代理人（変更）届出書（第6号様式その1）」の様式を改正しました。資格審査資料を提出する場合は、改正後の様式を横浜市ホームページ「ヨコハマ・入札のとびら」内「ダウンロードファイル一覧」よりダウンロードして作成、提出してください。

4 適用開始

この通知は、令和7年1月7日（以下、「適用開始日」という。）以降に行われる契約の申込みの誘引（以下、「公告」という。）に係る工事請負契約について適用します。それ以前に公告された契約には原則適用しませんが、適用開始日以降に履行中の契約については、適用開始日以降の公告案件に兼任させる場合のみ、本通知を適用します。

（発注における取扱いについて）

担当：財政局契約第一課工事第一係 電話：671-2244

（施工中における確認について）

担当：財政局公共事業調整課 電話：671-2025

■ 関係法令 抜粋

【法第二十六条第三項 抜粋】

(主任技術者及び監理技術者の設置等)

第二十六条

3 公共性のある施設若しくは工作物又は多数の者が利用する施設若しくは工作物に関する重要な建設工事で政令で定めるものについては、前二項の規定により置かなければならない主任技術者又は監理技術者は、工事現場ごとに、専任の者でなければならない。ただし、次に掲げる主任技術者又は監理技術者については、この限りでない。

一 当該建設工事が次のイからハまでに掲げる要件のいずれにも該当する場合における主任技術者又は監理技術者

イ 当該建設工事の請負代金の額が政令で定める金額未満となるものであること。

ロ 当該建設工事の工事現場間の移動時間又は連絡方法その他の当該工事現場の施工体制の確保のために必要な事項に関し国土交通省令で定める要件に適合するものであること。

ハ 主任技術者又は監理技術者が当該建設工事の工事現場の状況の確認その他の当該工事現場に係る第二十六条の四第一項に規定する職務を情報通信技術者を利用する方法により行うため必要な措置として国土交通省令で定めるものが講じられるものであること。

二 当該建設工事の工事現場に、当該監理技術者の行うべき第二十六条の四第一項に規定する職務を補佐する者として、当該建設工事にし第十五条第二号イ、ロ又はハに該当する者に準ずる者として政令で定める者を専任で置く場合における監理技術者

【令第二十七条、第二十八条 抜粋】

(専任の主任技術者又は監理技術者を必要とする建設工事)

第二十七条

法第二十六条第三項の政令で定める重要な建設工事は、次の各号のいずれかに該当する建設工事で工事一件の請負代金の額が四千万円(当該建設工事が建築一式工事である場合にあつては、八千万円)以上のものとする。

一 国又は地方公共団体が注文者である施設又は工作物に関する建設工事

第二十八条

法第二十六条第三項第一号イの政令で定める金額は、一億円とする。ただし、当該建設工事が建築一式工事である場合においては、二億円とする。

【法第七条第一項第二号及び法第十五条第一項第二号 抜粋】

(許可の基準)

第七条

二 その営業所ごとに、営業所技術者(建設工事の請負契約の締結及び履行の業務に関する技術上の管理をつかさどる者であつて、次のいずれかに該当する者をいう。第十一条第四項及び第二十六条の五において同じ。)を専任の者として置く者であること。

第十五条

二 その営業所ごとに、特定営業所技術者(建設工事の請負契約の締結及び履行の業務に関する技術上の管理をつかさどる者であつて、次のいずれかに該当する者をいう。第二十六条の五において同じ。)を専任の者として置く者であること。(後略)

【法第二十六条の五 抜粋】

(営業所技術者等に関する主任技術者又は監理技術者の職務の特例)

第二十六条の五

建設業者は、第二十六条第三項本文に規定する建設工事が次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する場合には、第七条(第二号に係る部分に限る。)又は第十五条(第二号に係る部分に限る。)及び同項本文の規定にかかわらず、その営業所の営業所技術者又は特定営業所技術者について、営業所技術者にあつては第二十六条第一項の規定により当該工事現場に置かなければならない主任技術者の職務を、特定営業所技術者にあつては当該主任技術者又は同条第二項の規定により当該工事現場に置かなければならない監理技術者の職務を兼ねて行わせることができる。

一 当該営業所において締結した請負契約に係る建設工事であること。

二 当該建設工事の請負代金の額が政令で定める金額未満となるものであること。

三 当該営業所と当該建設工事の工事現場との間の移動時間又は連絡方法その他の当該営業所の業務体制及び当該工事現場の施工体制の確保のために必要な事項に関し国土交通省令で定める要件に適合するものであること。

四 営業所技術者又は特定営業所技術者が当該営業所及び当該建設工事の工事現場の状況の確認その他の当該営業所における建設工事の請負契約の締結及び履行の業務に関する技術上の管理に係る職務並びに当該工事現場に係る前条第一項に規定する職務(次項において「営業所職務等」という。)を情報通信技術者を利用する方法により行うため必要な措置として国土交通省令で定めるものが講じられるものであること。

2 前項の規定は、同項の工事現場の数が、営業所技術者又は特定営業所技術者が当該工事現場に係る主任技術者又は監理技術者の職務を兼ねて行つたとしても営業所職務等の適切な遂行に支障を生ずるおそれがないものとして政令で定める数を超えるときは、適用しない。

【令第三十三条、第三十四条 抜粋】

第三十三条

法第二十六条の五第一項第二号の政令で定める金額は、一億円とする。ただし、当該建設工事が建築一式工事である場合においては、二億円とする。

第三十四条

法第二十六条の五第二項の政令で定める数は、一とする。

※近年の建設工事費の高騰を踏まえ、「建設業法施行令及び国立大学法人法施行令の一部を改正する政令」が令和6年12月11日に公布され、令第二十七条第一項に定める金額要件が見直しされる予定です(令和7年2月1日施行)。令第二十七条第一項に定める金額要件の見直しに伴う本市の運用変更については、別途お知らせします。

専任特例 1 号による専任義務緩和について

令和 6 年 12 月 13 日施行の建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）及び建設業法施行令（昭和 31 年政令第 273 号）の改正について本市契約での適用開始後、専任特例 1 号により配置技術者の専任義務を緩和させようとする場合は、次の要件をご確認のうえ、お手続きいただくようお願いします。

1 専任特例 1 号の専任義務緩和要件

以下の全ての要件に適合する場合、監理技術者等は **2 件** の工事現場を兼任することができます。

- (ア) 各建設工事の請負代金の額が、1 億円未満（建築工事の場合は 2 億円未満）であること（令第二十八条）。なお、工事途中において、請負代金の額が 1 億円（建築工事の場合は 2 億円）以上となった場合には、それ以降は専任特例を活用できず、主任技術者又は監理技術者を工事毎に専任で配置しなければならない。
- (イ) 建設工事の工事現場間の距離が、同一の主任技術者又は監理技術者がその一日の勤務時間内に巡回可能なものであり、かつ工事現場において災害、事故その他の事象が発生した場合において、当該工事現場と他の工事現場との間の移動時間がおおむね 2 時間以内であること。なお、左記の移動時間は片道に要する時間であり、また、その判断は当該工事に関し通常の手段（自動車など）の利用を前提に、確実に実施できる手段により行うものとする。
- (ウ) 当該建設業者が注文者となった下請契約から数えて、下請次数が 3 を超えていないこと。なお、工事途中において、下請次数が 3 を超えた場合には、それ以降は専任特例は活用できず、主任技術者又は監理技術者を工事毎に専任で配置しなければならない。
- (エ) 当該建設工事に置かれる 主任技術者又は監理技術者との連絡その他必要な措置を講ずるための者（以下「連絡員」という。）を当該建設工事に置いていること。なお、当該建設工事が土木一式工事（本市においては発注工事分類表で定める一般土木工事、軌道工事、橋梁上部工事、港湾構造物工事）、建築一式工事（本市においては発注工事分類表で定める建築工事、鉄骨プレハブ工事）の場合の連絡員は、当該建設工事と同業種の建設工事に関し 1 年以上の実務の経験を有する者を当該工事現場に置くこと。
- (オ) 当該工事現場の施工体制を主任技術者又は監理技術者が情報通信技術を利用する方法により確認するための措置を講じていること。なお、情報通信技術については、現場作業員の入退場が遠隔から確認できるものとし、CCUS 又は CCUS と API 連携したシステムであることが望ましいが、その他のシステムであっても、遠隔から現場作業員の入退場が確認できるシステムであれば可能である。
- (カ) 当該建設工事を請け負った建設業者は、国土交通省ウェブサイトから「人員の配置を示す計画書（参考様式）」をダウンロードして計画書を作成し、工事現場毎に備え置くこと。また、当該計画書は、法施行規則第二十八条の帳簿の保存期間と同じ期間、当該建設工事の帳簿を保存している営業所で保存しなければならない。
- (キ) 主任技術者又は監理技術者が、当該工事現場以外の場所から当該工事現場の状況の確認をするために必要な映像及び音声の送受信が可能な情報通信機器が設置され、かつ当該機器を用いた通信を利用することが可能な環境が確保されていること。

2 手続きの流れ

落札候補（予定）者通知書が送付されたら、通常の資格審査資料と変わらず、入札公告に定める提出書類をご提出いただきます。ただし、下記のとおり専任義務の緩和要件を満たしているか確認させていただきますので、法令順守のため「配置技術者・現場代理人（変更）届出書（第 6 号様式その 1）」には正確な情報を記載いただきますようお願いいたします。

要件(ア)：落札決定前に確認

落札候補者が入札参加資格を満たす者であるかを確認するため、落札候補者にご提出いただく「配置技術者・現場代理人（変更）届出書（第 6 号様式その 1）」の審査を行う際、配置技術者の専任状況や雇用関係とあわせて、2 件の工事の請負代金額の確認を行います。

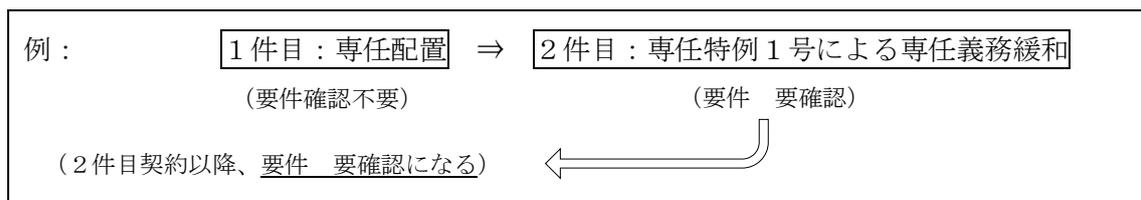
要件(イ)～(キ)：契約後に適正に履行し、点検

原則として、入札参加資格の審査段階では確認を行いません。施工段階にて適正な履行を行っているかどうか、監督員の点検を受けていただきます。

3 落札決定後に必要な対応

(1) 従事中工事の監督員への連絡

落札決定されたら速やかに、従事中工事の監督員へ、配置技術者が専任義務の緩和を受けて別工事と兼任することを連絡してください。兼任する場合、各工事現場で要件(ア)～(キ)を全て満たす必要があるため、専任で従事中だった工事についても、兼任要件を確認する体制を組む必要があるため、速やかに連絡いただく必要があります。



(2) 人員の配置の計画書の作成・保管

落札決定されたら速やかに、国土交通省のウェブサイト（[建設産業・不動産業：監理技術者等の専任義務の合理化・営業所技術者等の職務の特例 - 国土交通省](#)）より「人員の配置を示す計画書（参考様式）（建設業法施行規則 17 条の 2 号第 1 項第 5 号、17 条の 5 号第 1 項第 5 号関係）」をダウンロードし、①従事中の工事及び②落札決定された工事の 2 件について同計画書を作成し、保管してください。なお、計画書は、本市監督員から提示を求められた際にご提示いただきます。

専任特例1号による専任義務緩和に関するQ&A

【連絡員の配置について】

Q1	同一の連絡員が複数の建設工事の連絡員を兼任することはできますか？
A1	連絡員は、例えば工程会議や品質検査等が2つの工事現場で同時期に行われる場合に、監理技術者等が遠隔から指示等するにあたって、工事現場側にて適切に伝達する等、円滑な施工管理の補助を行う(事故等対応含む)ことを想定しています。 上記の役割を果たせる限りにおいて、同一の連絡員が複数の建設工事の連絡員を兼務することは可能です。
Q2	連絡員に専任義務や常駐義務はありますか？
A2	役割を果たせる限りにおいて、連絡員に当該建設工事への専任や常駐は求めません。
Q3	連絡員は配置技術者や現場代理人と同様に、直接的・恒常的な雇用関係が必要ですか？
A3	連絡員の雇用形態については、直接的・恒常的雇用関係は必要ありません。ただし、連絡員は、当該請負会社が配置するものであり、施工管理の最終的な責任は請負会社が負うことに留意してください。
Q4	連絡員は他の工事の現場代理人と兼任することはできますか？
A4	連絡員には専任義務や常駐義務がありませんが、現場代理人には常駐義務があります。そのため、他の工事(「A 工事」)の現場代理人として常駐している者を別工事(B 工事)の連絡員として配置することはできません。

(次ページへ続く)

【情報通信技術の活用について】

Q5	計画書は紙ではなく電子ファイルでの保存でよいのでしょうか？
A5	計画書の作成・保存は電子ファイル(電磁的方法)によることが可能です。

Q6	要件の「工事現場以外の場所から当該工事現場の状況の確認のために必要な映像及び音声の送受信が可能な情報通信機器」とは具体的にどのような機器を想定していますか？
A6	情報通信機器については、遠隔の現場との必要な情報のやりとりを確実に実施できるものであれば問題ありません。そのため、一般的なスマートフォンやタブレット端末で WEB 会議システムが使用できる環境が確保できれば問題ありません。

【技術者の兼任について】

Q7	同一の監理技術者又は主任技術者が、専任特例1号を活用した工事現場と専任特例2号を活用した工事現場を兼任することはできますか？
A7	専任特例1号と専任特例2号をいずれも適用して兼任することはできません。 【主任技術者】 専任特例2号の対象外であるため、専任特例1号しか適用できないため。 【監理技術者】 令第二十九条により、法第二十六条第三項ただし書きの規定は「同一の主任技術者又は監理技術者を置くことができる工事現場」が2を超える場合適用しないため。 【監理技術者補佐】 法第二十六条第三項ただし書きの規定は主任技術者又は監理技術者が対象であり、監理技術者補佐は対象外であるため。

Q8	適用開始日より前に契約し、適用開始日以降も履行中の案件が2件ある。各工事現場に専任配置している技術者2名のうちいずれかを変更し、専任特例1号により1名に2件を兼任させることはできますか？
A8	適用開始日(令和7年1月7日)以前に公告された契約には、専任特例1号は原則適用しませんので、兼任させることはできません。 例外として、適用開始日以降に履行中の契約については、適用開始日以降の公告案件に兼任させる場合のみ、兼任させることができます。

<専任特例1号による緩和を希望する場合 6号様式記載例>

(第6号様式その1)

年 月 日

配置技術者・現場代理人(変更)届出書

(申請先)

横浜市契約事務受任者

(共同企業体の場合は共同企業体名)

所在地 横浜市〇〇区〇〇町1-1
 (共同企業体の商号又は名称) 〇〇株式会社
 (共同企業体の場合は代表者) 代表者職氏名 〇〇 太郎
 業者コード 2020202

契約番号	2000000001	工事担当課	〇〇局〇〇課
工事名	〇〇〇〇造成工事		
(工期)	契約締結の日から 令和 8 年 3 月 31 日 まで		

上記工事の配置技術者及び現場代理人について、次のとおり届出します。
 この届出書及び添付書類の記載内容は全て事実と相違なく、配置技術者及び現場代理人は、本工事の公告に定められた入札参加資格要件を満たしており、かつ、建設業の許可における経営業務管理責任者でないことを誓約します。また、建設業の許可における営業所技術者等(営業所技術者又は特定営業所技術者)を、専任配置が必要な技術者及び現場代理人として配置しておらず、営業所技術者等を専任配置が必要な技術者として配置する場合には、建設業法第二十六条の五に定める規定を満たしていることを誓約します。なお、契約の締結前に本誓約に違反した場合は、本工事請負契約の締結を辞退します。
建設業法第二十六条の五に定める要件を満たすため、営業所技術者等を配置します。(営業所名:)

1 技術者

役職	フリガナ	マルマルガブシキカイシャ	業者コード	2020202
	会社名	〇〇株式会社	経営業務管理責任者の氏名	〇〇 次郎
主任技術者	フリガナ	マルマル タロウ	配置予定技術者調査からの技術者変更(WTO対象工事)	有・無
	氏名	〇〇 太郎		
監理技術者	資格を証明する書類	<input checked="" type="checkbox"/> 監理技術者資格者証 (交付番号) 2222222222 <input type="checkbox"/> 国家資格等 (名称) (番号) <input type="checkbox"/> 実務経験年数 年 月 ※経営事項審査申請における技術職員名簿の写し等を添付してください。		
	その他	直接的かつ恒常的な雇用関係及び雇用期間が確認できる書類 書類名 (監理技術者資格者証) ※書類例(雇用期間の開始日として判断する日) ・監理技術者資格者証(交付日) ・住民税特別徴収税額通知書(通知日) ・雇用保険被保険者証(資格取得日) ・健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知書(資格取得日)		

他の工事の従事状況等	工事名	〇〇〇〇築造工事		
	発注機関	<input checked="" type="checkbox"/> 横浜市 (契約番号: 2000000000) <input type="checkbox"/> その他 ()		
有・無	工期	令和 7 年 3 月 1 日 ~ 令和 8 年 3 月 31 日		
	従事役職	<input type="checkbox"/> 現場代理人 ・ <input checked="" type="checkbox"/> 主任(監理)技術者 ・ <input type="checkbox"/> その他 ()		
他の工事の従事状況が「有」の場合は、右に従事中の工事をご記入ください	兼任可能理由	<input checked="" type="checkbox"/> 建設業法第二十六条第三項第一号に掲げる要件を満たすため(遠隔施工管理等の活用) ※これに基づき兼任させる場合には、 落札の決定後に 、従事中工事の監督員へ速やかに連絡すること。 <input type="checkbox"/> 建設業法第二十六条第三項第二号に掲げる要件を満たすため(監理技術者補佐の配置) <input type="checkbox"/> 専任配置を要しない工事であるため		
	工事名			
	発注機関	<input type="checkbox"/> 横浜市 (契約番号:) <input type="checkbox"/> その他 ()		
	工期	年 月 日 ~ 年 月 日		
	従事役職	<input type="checkbox"/> 現場代理人 ・ <input type="checkbox"/> 主任(監理)技術者 ・ <input type="checkbox"/> その他 ()		
	兼任可能理由	<input type="checkbox"/> 専任配置を要しない工事であるため		

2 現場代理人 ※本工事における技術者との兼任 (する ・ しない)

フリガナ	マルマル サブロー	(JVの場合) 現場代理人の所属
氏名	〇〇 三郎	
直接的かつ恒常的な雇用関係及び雇用期間が確認できる書類	書類名 (雇用保険被保険者証)	
他の工事の従事状況	工事名	
	発注機関	<input type="checkbox"/> 横浜市 (契約番号:) <input type="checkbox"/> その他 ()
有・無	工期	年 月 日 ~ 年 月 日
	従事役職	<input type="checkbox"/> 現場代理人 ・ <input type="checkbox"/> 主任(監理)技術者 ・ <input type="checkbox"/> その他 ()
他の工事の従事状況が「有」の場合は、右に従事中の工事をご記入ください	工事名	
	発注機関	<input type="checkbox"/> 横浜市 (契約番号:) <input type="checkbox"/> その他 ()
	工期	年 月 日 ~ 年 月 日
	従事役職	<input type="checkbox"/> 現場代理人 ・ <input type="checkbox"/> 主任(監理)技術者 ・ <input type="checkbox"/> その他 ()

専任特例1号により配置したい技術者が従事中の工事情報を記載し、「兼任可能理由」欄の「建設業法第二十六条第三項第一号に掲げる要件を満たすため(遠隔施工管理等の活用)」にチェックしてください。

専任特例 2号による専任義務緩和について

令和 2 年 10 月 1 日施行の建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）及び建設業法施行令（昭和 31 年政令第 273 号）の改正以降、本市では以下のとおり運用しており、監理技術者制度運用マニュアルの改正等に伴い、随時改訂を行っています。

1 監理技術者の専任義務の緩和

監理技術者を補佐する者として監理技術者補佐を配置する場合、当該監理技術者（専任特例 2号による監理技術者 ※旧「特例監理技術者」）は、他の監理技術者補佐が配置されている施工現場 1 件に限り、監理技術者を兼ねることができます。

なお、当該施工現場は、工事内容、工事規模及び施工体制等を考慮し、主要な会議への参加、工事現場の巡回、主要な工程の立ち合いなど、元請としての職務が適正に遂行できる範囲とします。

2 監理技術者補佐の要件

次をすべて満たす者を当該施工現場に専任で配置することとします。

- (1) 主任技術者の資格を有し、かつ、一級の技術検定の第一次検定に合格した者（一級 1 施工管理技士補）又は一級施工管理技士等の国家資格者、学歴や実務経験により監理技術者の資格を有する者であること（機械器具設置工事、さく井工事、消防施設工事又は清掃施設工事の場合を除く）。

※監理技術者補佐として認められる業種は主任技術者の資格を有する業種に限ります。

※機械器具設置工事、さく井工事、消防施設工事又は清掃施設工事の場合は上記によらず、請け負った建設工事の種類にかかる監理技術者の資格を有する者に限ります。

- (2) 資格審査基準日において、直接的かつ恒常的な雇用関係にあり、かつ、当該雇用期間が 3 か月間経過していること。

3 監理技術者補佐の資格審査資料の提出

監理技術者補佐を配置する場合には、資格の審査を行いますので、必ず財政局契約第一課に届け出てください。

具体的には、配置技術者・現場代理人（変更）届出書（第 6 号様式）を 2 枚利用し、1 枚目には従前どおり技術者及び現場代理人を記載してください。2 枚目は、「1 技術者」欄のみ使用し、役職欄のその他に「監理技術者補佐」と記載の上、監理技術者補佐の氏名等必要事項を記載してください。

また、第 6 号様式の提出と併せて、当該監理技術者補佐の資格を証明する書類（建設業法に定める技術検定の合格証明書の写し等）及び雇用（期間）が確認できる書類（健康保険被保険者証の写し又は雇用保険被保険者証の写し等）もご提出ください。

4 適用対象外とするケースについて

工事難易度が高く、監理技術者が兼任することで、品質に影響を及ぼすことが懸念される工事（主に W T O 対象工事等）、技術習得を目的とした工事（技術修得型共同企業体対象工事）、配置技術者に技術者実績を要求している工事等で、監理技術者の専任配置の緩和を適用しないことがあります。なお、監理技術者の専任配置の緩和を適用しない場合は、入札公告に記載しますので、必ずご確認ください。

専任特例2号による専任義務緩和に関するQ&A

【専任特例2号による監理技術者について】

Q1	専任特例2号による監理技術者とはどのような技術者を指しますか？
A1	改正建設業法により、監理技術者補佐を工事現場に専任で配置した場合に、監理技術者は2つの現場まで兼任することが可能となりました。この場合の監理技術者が「専任特例2号による監理技術者(※旧「特例監理技術者」)」です。
Q2	専任特例2号による監理技術者は同一工事の現場代理人を兼任できますか？
A2	当該監理技術者が他の案件を兼任していない状況ならば、現場代理人としての常駐義務を果たせるため兼任可能です。ただし、専任特例2号による監理技術者として他の工事を兼任する場合は、従事中の工事及び新たに従事する工事の現場代理人としての常駐義務を果たせなくなるため、いずれの工事にも、現場代理人として別の者を配置する必要があります。
Q3	専任特例2号による監理技術者を配置して兼任させる場合、必要な書類・手続きは何ですか？
A3	<p>本市工事の落札候補者となり、新たに専任特例2号による監理技術者を配置する場合は、通常の技術者配置(監理技術者及び現場代理人)にかかる資格審査資料に加え、下記の監理技術者補佐の資格審査資料が必要になります。</p> <p>(1) 配置技術者・現場代理人(変更)届出書(第6号様式) 第6号様式は2枚使用し、2枚目の技術者欄に監理技術者補佐の氏名等必要事項を記載してください。※1</p> <p>(2) 配置する監理技術者補佐の資格を証明する書類(①主任技術者要件を満たすことを確認できる書類(国家資格等)+②一級技術検定(第一次検定)合格証明書の写し)※2</p> <p>(3) 配置する監理技術者補佐の雇用(期間)が確認できる書類(健康保険被保険者証の写し又は雇用保険被保険者証の写し等)</p> <p>※1 6号様式の具体的な記載方法については別紙記載例をご覧ください。 ※2 一級技士補の資格を有するだけでは「監理技術者を補佐する資格を有する者」にはならないため、(2)の資料提出にあたっては、主任技術者要件も満たすことを証明する必要があります。</p> <p>なお、専任特例2号による監理技術者は2件まで兼任できますが、2件兼任させる場合、2件目の落札候補者通知日の前日までに、1件目の案件について、監理技術者補佐の配置(専任特例2号による監理技術者へ変更)手続きを完了している必要があります。<u>2件目の落札者候補者通知日以降に、1件目で従事中の監理技術者を専任特例2号による監理技術者に変更しても、2件目の専任緩和の条件を満たさないため、配置できません。</u></p>

(次ページへ続く)

Q4	横浜市発注工事のうち、専任特例2号による監理技術者が兼任可能な案件を確認するにはどうすればいいですか？
A4	本市発注工事では、兼任不可とする案件は、入札公告にて監理技術者の専任配置の緩和を適用しない旨の記載があります。記載がない場合は原則兼任可能です。本市以外の発注工事については、各発注機関にお問い合わせください。
Q5	専任特例2号による監理技術者が、本市発注工事と民間工事を兼任することはできますか？
A5	監理技術者の専任配置が緩和されている工事であれば、民間工事であっても兼任することができます。元請としての職務が適正に遂行できる範囲で、2件まで兼任が可能です。
Q6	専任特例2号による監理技術者の兼任する工事が1件しゅん工したため、新たに契約する別工事を兼任できますか？
A6	専任特例2号による監理技術者は、同時に2件まで兼任することができます。新たに契約する工事にて監理技術者の専任配置の緩和要件を満たしている場合、専任特例2号による監理技術者として兼任することが可能です。
Q7	現在施工中の横浜市発注工事に専任特例2号による監理技術者を配置させたい場合、どのような手続きが必要ですか？
A7	改正建設業法の施行日である令和2年10月1日以降に行う契約の申込みの誘引（公告、指名通知又は見積依頼）に係る契約については、履行中の工事において監理技術者の専任配置の緩和が認められているかどうかご確認をお願いします。専任配置が緩和されている場合は、まず工事監督課と打合せし、監理技術者から専任特例2号による監理技術者への変更日等を協議してください。工事監督課との協議が完了したら、専任特例2号による監理技術者及び監理技術者補佐の資格審査を行いますので、契約第一課まで必ずご連絡ください。
Q8	専任特例2号による監理技術者の配置を認めないのはどのような場合ですか？
A8	工事難易度が高く、監理技術者が兼任することで、品質に影響を及ぼすことが懸念される工事（主に WTO 対象工事等）、技術習得を目的とした工事（技術修得型共同企業体対象工事）、配置技術者に技術者実績を要求している工事等で、監理技術者の専任配置の緩和を適用しないことがあります。なお、監理技術者の専任配置の緩和を適用しない場合は、入札公告に記載しますので、必ずご確認ください。
Q9	施工中の工事の監理技術者を専任特例2号による監理技術者へ変更する場合、技術者の途中交代にあたりますか？
A9	監理技術者を専任特例2号による監理技術者にする場合は技術者の途中交代にはあたりません。しかし、監理技術者補佐を追加で配置する必要があるため、資格審査資料を再提出いただく必要があります。資格審査資料の提出許可を行うため、契約第一課まで必ずご連絡ください。

（次ページへ続く）

Q10	監理技術者の専任配置の緩和について、JV 工事や単体工事等による違いはありますか？
A10	単体工事、共同企業体対象工事に関わらず、監理技術者の専任配置が緩和されている場合、2つの現場まで兼任することが可能です。ただし、共同企業体対象工事の場合には、専任特例2号による監理技術者と監理技術者補佐が同一企業に所属している必要があります。なお、共同企業体の構成員の配置技術者についても、専任特例2号による監理技術者及び監理技術者補佐を配置することで専任配置の緩和が適用されます。

Q11	横浜市工事請負契約に係る低入札価格取扱要綱第4条の2第1号に規定する技術者は、専任配置の緩和対象となりますか？
A11	なりません。 当該工事の配置予定技術者とは別に1人以上(当該調査対象者が特定建設共同企業体の場合においては、代表者となる構成員から1人以上)専任で配置する必要があります。

【監理技術者補佐について】

Q12	監理技術者補佐の資格要件を教えてください。
A12	監理技術者補佐となるためには、主任技術者の資格を有する者(建設業法第七条第二号イ、ロ又はハに該当する者)のうち一級の技術検定の第一次検定に合格した者(一級施工管理技士補)又は監理技術者の資格を有する者であることが必要となります。なお、監理技術者補佐として認められる業種は、主任技術者の資格を有する業種に限られます。

Q13	現場代理人は同一工事の監理技術者補佐を兼任することができますか？
A13	同一工事であれば、現場代理人と監理技術者補佐は兼任することができます。

(次ページへ続く)

Q14	<p>履行中の本市発注工事について、現場代理人を監理技術者補佐と兼任させたい場合、どのような手続きが必要ですか？</p>
A14	<p>監理技術者補佐としての資格審査を行う必要がありますので、契約第一課まで必ずお問合せください。</p> <p>【必要書類】</p> <p>(1) 配置技術者・現場代理人(変更)届出書(第6号様式) 第6号様式は1枚使用し、「1 技術者」欄に監理技術者補佐の氏名等必要事項を記載してください。なお、現場代理人もあわせて変更する場合は、同「2 現場代理人」欄に変更後の新しい現場代理人についての必要事項を記載してください。^{※1}</p> <p>(2) 配置する監理技術者補佐の資格を証明する書類(①主任技術者要件を満たすことを確認できる書類(国家資格等)+②一級技術検定(第一次検定)合格証明書の写し)^{※2}</p> <p>(3) 配置する監理技術者補佐の雇用(期間)が確認できる書類(健康保険被保険者証の写し又は雇用保険被保険者証の写し等)</p> <p>(4) 配置技術者・現場代理人変更理由書(参考様式) 「ヨコハマ・入札のとびら」からダウンロードできます。様式を使用しない場合は、契約番号・工事名・監理技術者補佐の氏名と配置する日がわかる書類を提出してください。</p> <p>※1 6号様式の具体的な記載方法については別紙記載例をご覧ください。</p> <p>※2 一級技士補の資格を有するだけでは「監理技術者を補佐する資格を有する者」にはならないため、(2)の資料提出にあたっては、主任技術者要件も満たすことを証明する必要があります。</p>

Q15	<p>履行中の本市発注工事について、監理技術者補佐を途中交代させたい場合、どのような手続きが必要ですか？</p>
A15	<p>監理技術者等(主任技術者、監理技術者及び監理技術者補佐をいう。以下同じ。)の途中交代は、監理技術者制度運用マニュアル(国土交通省)に準拠し、監理技術者等の死亡、傷病、出産、育児、介護又は退職等の場合等以外の理由では認めません。</p> <p>上記の理由等によりやむなく交代を求める場合、まずは工事監督課と打合せし、交代について了承を得てからコリンス上の変更日等を協議してください。その後、協議が完了したら契約第一課までご連絡ください。その後の変更手続きは技術者交代の手続きと同様です。</p>

Q16	<p>履行中の本市発注工事について、監理技術者補佐が監理技術者の資格を取得したので、当該案件の監理技術者に変更することはできるか？</p>
A16	<p>監理技術者等の途中交代は、監理技術者制度運用マニュアル(国土交通省)に準拠し、監理技術者等の死亡、傷病、出産、育児、介護又は退職等の場合等以外の理由では認めません。そのため、資格取得に伴う途中交代は認められません。</p>

＜専任特例2号による緩和を希望する場合 6号様式（1枚目）記載例＞

（第6号様式その1）

年 月 日

配置技術者・現場代理人（変更）届出書

（申請先）

横浜市契約事務受任者

（共同企業体の場合は共同企業体名）

所在地 横浜市〇〇区〇〇町1-1

（共同企業体の商号又は名称）〇〇株式会社

（共同企業体の場合は代表者）代表者職氏名 〇〇 太郎

業者コード 2020202

契約番号	2000000001	工事担当課	〇〇局〇〇課
工事名	〇〇〇〇造成工事		
（工期）	契約締結の日から 令和 8 年 3 月 31 日 まで		

上記工事の配置技術者及び現場代理人について、次のとおり届出します。

この届出書及び添付書類の記載内容は全て事実と相違なく、配置技術者及び現場代理人は、本工事の公告に定められた入札参加資格要件を満たしており、かつ、建設業の許可における経営業務管理責任者でないことを誓約します。また、建設業の許可における営業所技術者等（営業所技術者又は特定営業所技術者）を、専任配置が必要な技術者及び現場代理人として配置しておらず、営業所技術者等を専任配置が必要な技術者として配置する場合には、建設業法第二十六条の五に定める規定を満たしていることを誓約します。なお、契約の締結前に本誓約に違反した場合は、本工事請負契約の締結を辞退します。

建設業法第二十六条の五に定める要件を満たすため、営業所技術者等を配置します。（営業所名：）

1 技術者

役職	フリガナ	マルマルアブシカイシャ	業者コード	2020202
	会社名	〇〇株式会社	経営業務管理責任者の氏名	〇〇 次郎
主任技術者	フリガナ	マルマル タロウ	配置予定技術者調査からの技術者変更（WTO対象工事）	有・無
	氏名	〇〇 太郎		
監理技術者	資格を証明する書類	<input checked="" type="checkbox"/> 監理技術者資格者証（交付番号） 2222222222 <input type="checkbox"/> 国家資格等（名称）（番号） <input type="checkbox"/> 実務経験年数 年 月 ※経営事項審査申請における技術職員名簿の写し等を添付してください。		
	その他	直接的かつ恒常的な雇用関係及び雇用期間が確認できる書類	書類名（ 監理技術者資格者証 ） ※書類例（雇用期間の開始日として判断する日） ・監理技術者資格者証（交付日） ・住民税特別徴収税額通知書（通知日） ・雇用保険被保険者証（資格取得日） ・健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知書（資格取得日）	

他の工事の従事状況等	工事名	〇〇〇〇築造工事		
	発注機関	<input checked="" type="checkbox"/> 横浜市（契約番号： 2000000000 ） <input type="checkbox"/> その他（ ）		
有・無	工期	令和 7 年 3 月 1 日 ～ 令和 8 年 3 月 31 日		
	従事役職	<input type="checkbox"/> 現場代理人 ・ <input checked="" type="checkbox"/> 主任（監理）技術者 ・ <input type="checkbox"/> その他（ ）		
他の工事の従事状況が「有」の場合は、右に従事する工事をご記入ください	兼任可能理由	<input type="checkbox"/> 建設業法第二十六条第三項第一号に掲げる要件を満たすため（遠隔施工管理等の活用） ※これに基づき兼任させる場合には、 審判の決定後 に、従事する工事の監督員へ速やかに連絡すること。 <input checked="" type="checkbox"/> 建設業法第二十六条第三項第二号に掲げる要件を満たすため（監理技術者補佐の配置） <input type="checkbox"/> 専任配置を要しない工事であるため		
	工事名	〇〇〇〇築造工事		
有・無	発注機関	<input type="checkbox"/> 横浜市（契約番号： ） <input type="checkbox"/> その他（ ）		
	工期	年 月 日 ～ 年 月 日		
有・無	従事役職	<input type="checkbox"/> 現場代理人 ・ <input type="checkbox"/> 主任（監理）技術者 ・ <input type="checkbox"/> その他（ ）		
	兼任可能理由	<input type="checkbox"/> 専任配置を要しない工事であるため		

2 現場代理人 ※本工事における技術者との兼任（する・しない）

フリガナ	マルマル サブロー	（JVの現場代理人所属する）
	氏名	
直接的かつ恒常的な雇用関係及び雇用期間が確認できる書類		書類名（ 雇用保険被保険者証 ）
他の工事の従事状況	工事名	〇〇〇〇築造工事
	発注機関	<input type="checkbox"/> 横浜市（契約番号： ） <input type="checkbox"/> その他（ ）
有・無	工期	年 月 日 ～ 年 月 日
	従事役職	<input type="checkbox"/> 現場代理人 ・ <input type="checkbox"/> 主任（監理）技術者 ・ <input type="checkbox"/> その他（ ）
他の工事の従事状況が「有」の場合は、右に従事する工事をご記入ください	工事名	〇〇〇〇築造工事
	発注機関	<input type="checkbox"/> 横浜市（契約番号： ） <input type="checkbox"/> その他（ ）
有・無	工期	年 月 日 ～ 年 月 日
	従事役職	<input type="checkbox"/> 現場代理人 ・ <input type="checkbox"/> 主任（監理）技術者 ・ <input type="checkbox"/> その他（ ）

専任特例2号により配置したい技術者が、専任特例2号による監理技術者として従事中の工事情報を記載し、「兼任可能理由」欄の「建設業法第二十六条第三項第二号に掲げる要件を満たすため（監理技術者補佐の配置）」にチェックしてください。また、監理技術者補佐の情報については6号様式その2（次頁記載例参照）に監理技術者補佐の情報を記載し、本ページと合わせてご提出ください。

<専任特例2号による緩和を希望する場合 6号様式（2枚目）記載例>

（第6号様式その2）

年 月 日

配置技術者（変更）届出書

商号又は名称 ○○株式会社
 （共同企業体の場合は共同企業体名）

契約番号	2000000001	工事担当課	○○局○○課
工事名 (工期)	○○○○造成工事 契約締結の日から 令和 8 年 3 月 31 日 まで		

役職 主任 技術者	フリガナ	マルマルアップシカイシャ	業者コード	2020202
	会社名	○○株式会社	経營業務管理 責任者の氏名	○○ 次郎
主任 技術者 ・ 氏名	フリガナ	マルマル サブロー	配置予定技術者調査 からの技術者変更 (WTO対象工事)	有 ・ 無
	氏名	○○ 三郎		
監理 技術者 ・ 資格を証明する書類	<input type="checkbox"/> 監理技術者資格者証 (交付番号) <input checked="" type="checkbox"/> 国家資格等 (名称) 二級土木施工管理技士 (番号) C999999999 <input type="checkbox"/> 実務経験年数 年 月 ※経営事項審査申請における技術職員名簿の写し等を添付してください。			
	その他 監理 技術者 補佐	書類名 (雇用保険被保険者証) ※書類例 (雇用期間の開始日として判断する日) ・ 監理技術者資格者証 (交付日) ・ 住民税特別徴収税額 ・ 雇用保険被保険者証 (資格取得日) ・ 健康保険・厚生年金		
他の工事の 従事状況 有 ・ 無	工事名			
	発注機関	<input type="checkbox"/> 横浜市 (契約番号:) <input type="checkbox"/> その他 ()		
	工期	年 月 日 ~ 年 月 日		
他の工事の 従事状況が 「有」の場合 は、右に従事 中の工事をご 記入ください	工事名			
	発注機関	<input type="checkbox"/> 横浜市 (契約番号:) <input type="checkbox"/> その他 ()		
	工期	年 月 日 ~ 年 月 日		

主任技術者要件を満たすことを確認できる書類を記載してください。

役職 主任 技術者	フリガナ	業 業 業	業者コード	
	会社名	業 業 業	経營業務管理 責任者の氏名	
主任 技術者 ・ 氏名	フリガナ	業 業 業	配置予定技術者調査 からの技術者変更 (WTO対象工事)	有 ・ 無
	氏名	業 業 業		
監理 技術者 ・ 資格を証明する書類	<input type="checkbox"/> 監理技術者資格者証 (交付番号) <input type="checkbox"/> 国家資格等 (名称) (番号) <input type="checkbox"/> 実務経験年数 年 月 ※経営事項審査申請における技術職員名簿の写し等を添付してください。			
	その他	書類名 () ※書類例 (雇用期間の開始日として判断する日) ・ 監理技術者資格者証 (交付日) ・ 住民税特別徴収税額通知書 (通知日) ・ 雇用保険被保険者証 (資格取得日) ・ 健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知書 (資格取得日)		
他の工事の 従事状況 有 ・ 無	工事名			
	発注機関	<input type="checkbox"/> 横浜市 (契約番号:) <input type="checkbox"/> その他 ()		
	工期	年 月 日 ~ 年 月 日		
他の工事の 従事状況が 「有」の場合 は、右に従事 中の工事をご 記入ください	工事名			
	発注機関	<input type="checkbox"/> 横浜市 (契約番号:) <input type="checkbox"/> その他 ()		
	工期	年 月 日 ~ 年 月 日		

役職欄の「その他」に○をつけ、カッコ内に「監理技術者補佐」と記載してください。監理技術者補佐は専任で配置する必要があるため、他の工事の従事状況が有の場合は配置できません。

営業所技術者等の専任義務緩和について

令和 6 年 12 月 13 日施行の建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）及び建設業法施行令（昭和 31 年政令第 273 号）の改正について本市契約での適用開始後、営業所技術者等の専任義務を緩和して工事現場への配置技術者とする場合は、次のお手続きをお願いいたします。

1 営業所技術者等の専任義務緩和要件

営業所技術者等は、法第七条第一項第二号（又は法第十五条第一項第二号）の規定により、専任の者として置くことが求められていますが、本法令改正により、以下の全ての要件に適合する場合、営業所技術者と 1 件の専任を要する工事現場を兼任することができます（法第二十六条の五）。

- (ア) 営業所技術者等が置かれている営業所において請負契約が締結された建設工事であること。
- (イ) 兼ねる工事現場の数が 1 以下であること。
- (ウ) 専任特例 1 号による専任義務緩和要件(ア)～(キ)を満たしていること。なお、同(イ)について、「建設工事の工事現場間」とあるのは、「営業所と工事現場間」、「当該工事現場と他の工事現場」とあるのは、「当該工事現場と営業所」と読み替える。
- (エ) 営業所技術者等が所属建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。

2 手続きの流れ

落札候補（予定）者通知書が送付されたら、入札公告に定める提出書類に加えて、建設業許可申請書類のうち「営業所技術者等一覧表」等、工事現場に配置する営業所技術者が所属する営業所がわかる資料をご提出いただきます。下記のとおり専任義務の緩和要件を満たしているか確認させていただきますので、法令順守のため「配置技術者・現場代理人（変更）届出書（第 6 号様式その 1）」には正確な情報を記載いただきますようお願いいたします。

要件(ア)、(イ)、(エ)及び(ウ)のうち請負代金額：落札決定前に確認

落札候補者が入札参加資格を満たす者であるかを確認するため、落札候補者にご提出いただく「配置技術者・現場代理人（変更）届出書（第 6 号様式その 1）」の審査を行う際、配置技術者の専任状況や雇用関係等とあわせて、工事の請負代金額の確認を行います。

また、本規定に基づき配置を希望する場合は、**建設業許可申請書類のうち「営業所技術者等一覧表」など、工事現場に配置する営業所技術者が所属している営業所がわかる資料を、資格審査にかかる提出資料とあわせてご提出ください。**

要件(ウ)のうち請負代金額以外：契約後に適正に履行し、点検

原則として、入札参加資格の審査段階では確認を行いません。施工段階にて適正な履行を行っているかどうか、監督員の点検を受けていただきます。

3 専任義務の緩和にあたって、落札決定後に必要な対応

(1) 工事の監督員への連絡

落札決定されたら速やかに、工事の監督員へ、営業所技術者等を現場技術者と兼任して配置することを連絡してください。兼任させる場合、工事現場で要件(ウ)を全て満たす必要があります。

(2) 人員の配置の計画書の作成・保管

落札決定されたら速やかに、国土交通省のウェブサイト（[建設産業・不動産業：監理技術者等の専](#)

[任義務の合理化・営業所技術者等の職務の特例 - 国土交通省](#)より「人員の配置を示す計画書（参考様式）（建設業法施行規則 17 条の 2 号第 1 項第 5 号、17 条の 5 号第 1 項第 5 号関係）」をダウンロードし、落札決定された工事について同計画書を作成し、保管してください。なお、計画書は、本市監督員から提示を求められた際にご提示いただきます。

<営業所技術者等の専任義務緩和を希望する場合 6号様式記載例>

(第6号様式その1)

年 月 日

配置技術者・現場代理人(変更)届出書

(申請先)

横浜市契約事務受任者

(共同企業体の場合は共同企業体名)

所 在 地 横浜市〇〇区〇〇町1-1
 (共同企業体の商号又は名称) 〇〇株式会社
 (共同企業体の場合は代表者) 代表者 職氏名 〇〇 太郎
 業 者 コ ー ド 2020202

契約番号	2000000001	工事担当課	〇〇局〇〇課
工事名 (工期)	〇〇〇〇造成工事 契約締結の日から 令和 8 年 3 月 31 日 まで		

上記工事の配置技術者及び現場代理人について、次のとおり届出します。

この届出書及び添付書類の記載内容は全て事実と相違なく、配置技術者及び現場代理人は、本工事の公告に定められた入札参加資格要件を満たしており、かつ、建設業の許可における経營業務管理責任者でないことを誓約します。また、建設業の許可における営業所技術者等(営業所技術者又は特定営業所技術者)を、専任配置が必要な技術者及び現場代理人として配置しておらず、営業所技術者等を専任配置が必要な技術者として配置する場合には、建設業法第二十六条の五に定める規定を満たしていることを誓約します。なお、契約の締結前に本誓約に違反した場合は、本工事請負契約の締結を辞退します。

■建設業法第二十六条の五に定める要件を満たすため、営業所技術者等を配置します。(営業所名:〇〇営業所)

1 技術者

役職	フリガナ	マルマルカブ シキカイシャ
	会社名	〇〇株式会社
主任技術者	フリガナ	マルマル シロウ
	氏名	〇〇 四郎
監理技術者	資格を証明する書類	<input checked="" type="checkbox"/> 監理技術者資格者証 (交付番号) 2222222222 <input type="checkbox"/> 国家資格等 (名称) (番号) <input type="checkbox"/> 実務経験年数 年 月 ※経営事項審査申請における技術職員名簿の写し等を添付してください。
	その他	直接的かつ恒常的な雇用関係及び雇用期間が確認できる書類 書類名 (監理技術者資格者証) ※書類例(雇用期間の開始日として判断する日) ・監理技術者資格者証(交付日) ・住民税特別徴収税額通知書(通知日) ・雇用保険被保険者証(資格取得日) ・健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知書(資格取得日)
他の工事の従事状況等	工事名	
	発注機関	<input type="checkbox"/> 横浜市 (契約番号:) <input type="checkbox"/> その他 () 工期 年 月 日 ~ 年 月 日 従事役職 <input type="checkbox"/> 現場代理人 ・ <input type="checkbox"/> 主任(監理)技術者 ・ <input type="checkbox"/> その他 ()
他の工事の従事状況が「有」の場合は、右に従事中の工事をご記入ください	兼任可能理由	<input type="checkbox"/> 建設業法第二十六条第三項第一号に掲げる要件を満たすため(遠隔施工管理等の活用) ※これに基づき兼任させる場合には、 発札の決定後 に、従事中工事の監督員へ速やかに連絡すること。 <input type="checkbox"/> 建設業法第二十六条第三項第二号に掲げる要件を満たすため(監理技術者補佐の配置) <input type="checkbox"/> 専任配置を要しない工事であるため
	工事名	
他の工事の従事状況等	発注機関	<input type="checkbox"/> 横浜市 (契約番号:) <input type="checkbox"/> その他 () 工期 年 月 日 ~ 年 月 日 従事役職 <input type="checkbox"/> 現場代理人 ・ <input type="checkbox"/> 主任(監理)技術者 ・ <input type="checkbox"/> その他 ()
	兼任可能理由	<input type="checkbox"/> 専任配置を要しない工事であるため

営業所専任技術者等を配置する場合は、宣誓事項をよくお読みいただいたうえで、冒頭の口にチェックのうえ、配置する営業所技術者が所属する営業所名をカッコ内に記載してください。

2 現場代理人 ※本工事における技術者との兼任 (する・しない)

フリガナ	マルマル サブロー	(JVの場合) 現場代理人の所属する会社名
氏名	〇〇 三郎	
直接的かつ恒常的な雇用関係及び雇用期間が確認できる書類	書類名 (雇用保険被保険者証)	
他の工事の従事状況	工事名	
	発注機関	<input type="checkbox"/> 横浜市 (契約番号:) <input type="checkbox"/> その他 () 工期 年 月 日 ~ 年 月 日 従事役職 <input type="checkbox"/> 現場代理人 ・ <input type="checkbox"/> 主任(監理)技術者 ・ <input type="checkbox"/> その他 ()
他の工事の従事状況が「有」の場合は、右に従事中の工事をご記入ください	兼任可能理由	
	工事名	
他の工事の従事状況等	発注機関	<input type="checkbox"/> 横浜市 (契約番号:) <input type="checkbox"/> その他 () 工期 年 月 日 ~ 年 月 日 従事役職 <input type="checkbox"/> 現場代理人 ・ <input type="checkbox"/> 主任(監理)技術者 ・ <input type="checkbox"/> その他 ()
	兼任可能理由	<input type="checkbox"/> 専任配置を要しない工事であるため